

# 1 技研システム(株)による損害賠償請求控訴事件

東京高等裁判所 平成15年(ネ)第732号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成13年(ワ)第13381号)

判決

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目16番1号 三和ビル

控訴人	技研システム株式会社
同代表者代表取締役	脇坂嘉紀
同訴訟代理人弁護士	柄木義宏
同	柳澤憲

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人	国
同代表者法務大臣	森眞弓
同指定代理人	山谷勝海
同	諫亭敏亨
同	鈴木亨
同	杉山成
同	富美子
同	西靖子
同	亀繁
同	五愛
同	真秀
同	十雄
同	嵐博

主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、2000万円及びこれに対する平成11年8月3日から支

払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

事案の概要、争いのない事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、原判決の「事実及び理由」第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断するが、その理由は、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）と同一であるから、これを引用する。
- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 大内俊身

裁判官佐藤武彦及び同田代雅彦は、いずれも転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 大内俊身